

平成 29 年 7 月 7 日

水戸証券株式会社

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨により 被害を受けたお客さまへの支援について

この度の 7 月 5 日からの大雨により被災されました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧にお役立ていただくため、災害救助法適用市町村（※）にお住まいのお客さまに対し、下記の通り可能な限りの便宜を図り、全面的に支援させていただきます。

記

- お届印や水戸カード等を紛失されたお客さまに対する可能な限りの便宜措置
- お預かり有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いのお申出があった場合の可能な限りの便宜措置

※ 災害救助法が適用された地域

福岡県： 朝倉市、朝倉郡東峰村

大分県： 日田市、中津市

なお、詳細につきましては、お取引店までお問い合わせください。

役職員一同、被災地の皆さまのご健康および被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

以上